

**【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その 142:コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のためのビザ申請書類、及びフィリピンに入国する際の手続き)**

**【ポイント】**

- 在京フィリピン大使館は、コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のためのビザ申請書類の案内を改訂しました。
- また、フィリピン検疫局(Bureau of Quarantine BOQ)は、フィリピンに到着する全ての渡航者は、事前にオンラインでの入力フォーム「One Health Pass」への登録が必要となることを発表しました。

**【本文】**

1 在京フィリピン大使館は、コミュニティ隔離下において入国できる外国人のフィリピン入国のためのビザ申請書類に関する、必要な書類、手続き等の案内を改訂しました。

下記の対象となる方は、同大使館ホームページをご確認の上、申請書を揃え、郵送にて申請ください。

- (1) フィリピン国籍を持つ重国籍者
- (2) バリクバヤン・プログラム（フィリピン国籍者または元フィリピン国籍者の配偶者またはその子供と同行する者）
- (3) フィリピン国籍者と同行しない外国籍の配偶者、外国籍の未成年の子供、フィリピン国籍者の介助が必要な外国籍の子供、フィリピン国籍者（未成年）の外国籍の親
- (4) 有効な永住権（移民ビザ）の保有者
- (5) 駐在または任務で渡航する外国政府職員（外交/公用）
- (6) フィリピン貿易産業省（DTI）、フィリピン経済特区庁（PEZA）、フィリピン運輸省（DOTr）、その他のフィリピン官庁（NGA）や政府機関より推薦を受けた外国人
- (7) 外国籍の船員（船員の交代を目的とした入国）
- (8) 有効な特別（非移民）ビザの保有者
- (9) IATF 決議 9 8 号により入国を許可された外国籍者
- (10) 9(G)ビザならびに 47 (A) (2)ビザの発給資格を有する外国籍者

- 在京フィリピン大使館（お知らせ：コミュニティ隔離下における外国人のフィリピン入国のためのビザ申請書類）

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/advisory-visa-requirements-for-foreign-nationals-allowed-to-enter-the-philippines-while-under-community-quarantine/>

2 また、フィリピン検疫局（Bureau of Quarantine（BOQ））は、フィリピンに到着する全ての渡航者は、事前にオンラインでの入力フォーム「One Health Pass」への登録が必要となることを発表しました。

なお、同大使館より、現在のフィリピンに入国する際の手続きについても案内されていますので、フィリピンへの渡航（再入国）をされる際には、ご確認ください。

- フィリピン航空（フィリピン入国時における「One Health Pass」の運用開始について）

<https://www.hhbt.co.jp/airlines/16759/>

- 在京フィリピン大使館（フィリピンに入国する際の手続きについて）

<https://tokyo.philembassy.net/ja/01announcements/what-to-do-when-traveling-to-the-philippines-for-those-allowed-entry/#nav-cat>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）  
[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

（問い合わせ窓口）

- 在フィリピン日本国大使館  
住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila  
電話：（市外局番 02）8551-5710  
（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786  
FAX：（市外局番 02）8551-5785  
ホームページ： [http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
- 在セブ日本国総領事館  
住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City  
電話：（市外局番 032）231-7321  
FAX：（市外局番 032）231-6843  
ホームページ： [https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
- 在ダバオ日本国総領事館  
住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000  
電話：（市外局番 082）221-3100  
FAX：（市外局番 082）221-2176  
ホームページ： [https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)